

人材・リテラシー分科会

- 近年、住民との協働による公共サービスの課題解決の活動等、人材活用の面でも新たな潮流が生まれており、その重要度はIoTの進展によりますます高まることを踏まえ、不足するとされる地域のICT人材を共有・育成するための仕組みや、高齢層・若年層を含むリテラシー向上に向けた推進策等について検討を行う。

<主査>

森川 博之(東京大学先端科学技術研究センター 教授)

<主な検討課題>

- ✓ ICT人材の不足を踏まえた、地域におけるICT人材の質的・量的拡大や共有等の推進策
- ✓ 地域における平時・有事の人的支援のあり方
- ✓ IoT時代におけるリテラシー向上(プログラミング教育、講習会等)への対応 等

地域資源活用分科会

- 海外において取組が進んでいる官民連携による地域のデータの積極的な活用や地域の遊休資産等を有効に活用するシェアリング・エコノミー等は、地域の雇用・新産業創出や住民サービス向上等、地域が抱える課題解決の手法を大きく変革する可能性を有しており、我が国でもその取り組みを推進する必要があるため、その推進策等について検討を行う。

<主査>

谷川 史郎(株式会社野村総合研究所 理事長)

<主な検討課題>

- ✓ 地方自治体におけるデータ利活用及び民間サービスとの連携の動向と推進策
- ✓ オープンデータの利活用による地方創生の可能性と推進策
- ✓ シェアリングエコノミーの動向と必要となる環境整備 等

「地域資源活用分科会」開催要綱(案)

1 目的

本分科会は、「地域IoT実装推進タスクフォース」の下に設置される会合として、地域が抱える課題解決の手法を大きく変革する可能性を有している官民連携による地域のデータの積極的な活用や地域の遊休資産等を有効に活用するシェアリング・エコノミー等の推進策等について検討を行うことを目的とする。

2 名称

本会議は、「地域資源活用分科会」と称する。

3 検討事項

- (1) 地方自治体におけるデータ利活用及び民間サービスとの連携の動向と推進策
- (2) オープンデータの利活用による地方創生の可能性と推進策
- (3) シェアリング・エコノミーの動向と必要となる環境整備
- (4) その他

4 構成及び運営

- (1) 本分科会の主査は、地域IoT実装推進タスクフォース座長が指名する。本分科会の構成員は、主査が指名する。
- (2) 主査は、本分科会を招集し、主宰する。
- (3) 主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- (4) 主査は、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (5) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本分科会を招集し、主宰する。
- (6) その他、会議の運営に必要な事項は、主査が定める。

5 議事等の公開

- (1) 本分科会及び使用した資料については、次の場合を除き公開する。
 - ① 公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがあると主査が認める場合
 - ② その他、非公開とすることが必要と主査が認める場合
- (2) 分科会終了後、速やかに議事要旨を作成し、公開する。

6 スケジュール

本会議は、平成28年10月から開催する。

7 その他

本会議の庶務は、情報流通行政局地域通信振興課が行う。

「人材・リテラシー分科会」開催要綱(案)

1 目的

本分科会は、「地域IoT実装推進タスクフォース」の下に設置される会合として、IoTの進展に伴い不足するとされる地域のICT人材を共有・育成するための仕組みや、高齢層・若年層を含むリテラシー向上に向けた推進策等について検討を行うことを目的とする。

2 名称

本会議は、「人材・リテラシー分科会」と称する。

3 検討事項

- (1) ICT人材の不足を踏まえた、地域におけるICT人材の質的・量的拡大や共有等の推進策
- (2) 地域における平時・有事の人的支援のあり方
- (3) IoT時代におけるリテラシー向上(プログラミング教育、講習会等)への対応
- (4) その他

4 構成及び運営

- (1) 本分科会の主査は、地域IoT実装推進タスクフォース座長が指名する。本分科会の構成員は、主査が指名する。
- (2) 主査は、本分科会を招集し、主宰する。
- (3) 主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- (4) 主査は、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (5) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本分科会を招集し、主宰する。
- (6) その他、会議の運営に必要な事項は、主査が定める。

5 議事等の公開

- (1) 本分科会及び使用した資料については、次の場合を除き公開する。
 - ① 公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある
と主査が認める場合
 - ② その他、非公開とすることが必要と主査が認める場合
- (2) 分科会終了後、速やかに議事要旨を作成し、公開する。

6 スケジュール

本会議は、平成28年10月から開催する。

7 その他

本会議の庶務は、情報流通行政局情報流通振興課が行う。